

調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事

図面番号	図面名称	縮尺
M-00	表紙・図面リスト	No Scale
M-01	特記仕様書（1）	No Scale
M-02	特記仕様書（2）	No Scale
M-03	特記仕様書（3）	No Scale
M-04	特記仕様書（4）	No Scale
M-05	特記仕様書（5）	No Scale
M-06	案内図・配置図	S=1/10,000, S=1/500
M-07	機器表・系統図	No Scale
M-08	空調設備1階平面図	S=1/100
M-09	空調設備2階平面図	S=1/100
E-01	電灯設備1階平面図	S=1/100
E-02	電灯設備2階平面図	S=1/100
A-01	天井撤去1階・2階平面図	S=1/100
A-02	仮設計画図（参考）	S=1/1,000

設計図承認日 令和7年6月4日

件 名				調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事	
表紙	No Scale	令和7年度	令和7年6月	No.	M-00
			調布市総務部営繕課		
図面リスト					

特記仕様書

第 1 編 共通事項

第 1 章 工事概要

- 1.1 工事件名
- 調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事
- 1.2 工事場所
- 調布市緑ヶ丘2丁目20番地16
- 1.3 工事概要
- ：・電気式ヒートポンプ空調機の新設。
・送風機の新設。
・電灯設備の更新。
- 1.4 建物概要
- | | |
|------|------------|
| 建物名称 | 調布市立緑ヶ丘児童館 |
| 建物構造 | RC造 |
| 地上階数 | 2階 |
- 1.5 工事種目別概要

(1)空調設備工事

- ・1階廊下の電気式ヒートポンプ空調機，送風機の新設。
- ・2階廊下の電気式ヒートポンプ空調機の新設。
- ・2階バルコニーの屋外設置型ガス給湯器の更新。

(2)電気設備工事

- ・1階ホール，玄関，廊下，事務室，更衣室，映写室の電灯設備の更新。
- ・階段の電灯設備の更新。
- ・上記空調設備工事に伴う配管，配線工事

(3)天井工事

- ・上記に伴う天井材撤去・新設・復旧工事

本工事は，現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し，予定価格を算出しているため，週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下，「調布市要領」）」を参照すること。

ただし，「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。

なお，交代制を行う場合は，着手日までに調布市へ必ず申し出ること。

また，実施方式は途中で変更することはできない。

この場合は，東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお，「調布市要領」は，調布市ホームページから，東京都財務局の各要領は，東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

第 2 章 一般事項

調布市では，環境マネジメントシステムを運営し，調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には，受注者の協力が不可欠であることから，受注者は，工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり，本制度の趣旨の理解に努め，地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では，「令和5年版 東京都（建築・電気設備・機械設備）工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については，標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は，設計図書に従い施工することとするが，設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における●については，本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については，その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して，工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので，発注者が求めた時には，受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は，発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については，次による。

● 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検，調査，見学会等への協力

- (1) 監督員または監督員以外の職員が，施工体制，現場管理，施工管理等の適正化を図るために各種点検，調査等を行う場合，もしくは現場見学会等を開催する場合は，受注者はこれに立ち会い協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検，調査等の結果に基づき，監督員から改善措置等の指示が出された場合は，速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は，受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については，工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが，具体的な考え方や手続きについては，「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編）」（東京都）については，東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中，「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と，「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と，「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。
また，「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第 4 章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは，次による。

● 発注者の支給とする。

4.3 受注者事務所等

本工事で、女性活躍などを支援する機械設備工事現場の環境整備として、作業員用の快適に利用できる。水洗洋式トイレ、女性作業員用の更衣室等を設置する場合は、契約後の協議とする。
なお、これによる設計変更の手続きは、「2.8 設計変更等」による。

件 名 調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事			
特記仕様書（1）	No Scale	令和7年度	No. M-01
		 調布市総務部営繕課	

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手，施工又は完了に当たり，労働安全衛生法第88条第1項のほか，関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上，これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人，監理技術者，監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

- (1) 本工事が調布市議会上程案件の場合，調布市議会で可決され契約を締結するまで，配置予定の監理技術者，監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者」という。）は，他の工事に専任で従事することができる。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は，次の期間については工事現場への専任を要しない。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）。

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

イ 工事用地等の確保が未了，自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については，請負契約の締結後，監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

ウ 橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター，発電機・配電盤等の電機品等の工場制作を含む工事全般について，工場制作のみが行われている期間，当該期間については，請負契約の締結後，監督員と協議の上，書面において定める。

なお，当該工場製作過程において，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで政策が可能である場合は，同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完了後，検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。），事務手続，後片付け等のみが残っている期間

- (3) 専任の監理技術者等が，技術研さんのための研修，講習，試験等への参加，休暇の取得，その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては，適切な施工ができる体制を確保するとともに，その体制について，元請の監理技術者等の場合は発注者，下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として，差し支えない。

1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については，標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」（1）及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については，工事実績情報システム(コリス)に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後，標準仕様書に示す期間内に一般 財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

なお，工事実績情報システム(コリス)への技術者データの登録にあたり，現場代理人の「従事期間」は現場への常駐期間，監理技術者等の「従事期間」は配置期間を原則とする。

【登録先】 JACICのホームページ「コリス・テクリス」を参照すること。

1.1.5 施工体制台帳等（標準仕様書1.1.1.10）

施工体系図には，一次下請人となる警備会社の商号又は名称，現場責任者名，工期を記載する。

1.1.6 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。

● なし

1.1.7 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

- (1) 建設副産物の取扱は，次による。

ケ マニフェスト等の提示

(ア) マニフェストの提示

受注者は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）に基づき，廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し，適正な運搬、処理を行う。

マニフェスト（紙）のうち，受注者（排出事業者）が保管すべきものについて，ファイルに整理し施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は，マニフェストの枚数，産業廃棄物の数量，運搬日等を記録した集計表を作成し，監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は，建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度，個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については，「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は，受注者が定めるもの，運搬業者が定めるもの，再資源化業者が定めるもの等による。

（具体的には，再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は，建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には，セメント工場等の建設資材製造施設，製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用，再生利用及び再生資源化を図るものは，次による。

(イ) 有価物の取扱い

建設副産物のうち，有価物については自由処分とする。受注者は処分後，売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出する。

また，有価物として処分できない場合には，事前に監督員に協議の上，建設廃棄物として処分することができる。

なお，建設廃棄物として処分する場合には，(ウ)の規定による。（有価物の取扱いについては，「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循規発第 2104141号）等を参照する。）

オ セットこうボードの処理方法は，次による。

- (ア) セットこうボードの撤去に際しては，セットこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により，石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し，監督員に報告する。
- 含有が確認された場合には，関係法令に基づき適切に処理するとともに，監督員に処理について協議を行う。
- (イ) (ア)以外のセットこうボードの処理は次による。

● 最終処分場とする。

1.1.8 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については，標準仕様書によるほか，「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については，東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.9 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において，受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また，当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは，公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり，国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

件 名 調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事			
特記仕様書（2）	No Scale	令和7年度	No. M-02
		 調布市総務部営繕課	

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

- (1) 着工に先立ち、工程表（全体・月間・週間）を作成し監督員に提出すること。
- ※ 全体工程表については、ネットワーク工程表とすること。

1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）

- (1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。
 - また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 - 作成する。
 - (2) 写真帳の提出は、次による。
 - 提出する。
- なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキップ、説明図を添付したものである。
- (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。
- 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。
- なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

- 使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
- なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。
- 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。
- イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。
 - ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。
- ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACIホームページを参照する。
- エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

- (3) 施工条件は、次による。
- ア 機器の撤去・新設については、事前に作業内容等を施設管理者と調整し、施工日時の決定をすること。
- イ 工事着手及び施工時間帯については、施設運営に支障をきたさないよう、監督員と協議のうえ決定すること。
- ウ 工事中は、児童、生徒及び施設関係者等の安全に留意し事故のないように十分に気を付けて施工すること。
- エ 騒音作業及び振動作業は、事前に施工方法及び作業日程を調整のうえ実施すること。
- オ 資材及び廃材の搬出入路、搬入時間等については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- カ 契約書第34条の規定による部分使用は受注者の承諾を得て善良なる管理者の注意をもって行う。
- キ アンカー、はつり補修を行う際の使用機器は、集塵機能付の機器を使用すること。

1.3.3 施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.6）

- 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。
- 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書 第29章 石綿除去工事」の当該事項による。

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
- あり
- 外壁 仕上塗材（吹付タイル状）
- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

ア 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

- イ （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
- ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。
- また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考） 【報告対象となる工事】

ア 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号

イ 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

ウ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照（3）工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

件 名				調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事	
特記仕様書（3）	No Scale	令和7年度	令和7年6月	No.	M-03
			調布市総務部営繕課		

(4) 石綿含有がスケルトン等

石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」，「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し，適切に処理する。

工事場所や規模に応じて，都，区，市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

- (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目，特定調達品目及び調達推進品目（以下，「環境物品等」という。）の調達等は，原則として，次による。
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については，東京都都市整備局ホームページを参照する。
- 7 本工事で指定する環境物品等は，次による。
- (7) 特別品目
- 高効率空調用機器（熱源機器）
 - 高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）
 - ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
 - 環境配慮形(EM)電線・ケーブル
 - RoHS指令対応電線・ケーブル
 - 低VOC塗料
 - エコメントを用いたコンクリート二次製品
 - 電気便座（温水洗浄便座及び暖房便座）
- (1) 特定調達品目
- 吸収冷温水機
 - 氷蓄熱式空調機器
 - ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
 - 空調用送風機
 - 空調用ポンプ
 - 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
 - 衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器）
 - 太陽熱利用システム
 - 燃料電池
 - エネルギー管理システム
 - 節水器具（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁）
 - 給水栓（節水コマ内蔵水栓，定流量弁内蔵水栓，泡沫機能付水栓，時間止め水栓，定量止め水栓，自動水栓（自己発電機構付），自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式），手元止水機構を有する水栓，自動水栓（自己発電機構付），自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式），手元止水機構を有する水栓，小流量吐水機構を有する水栓，水優先吐水機構を有する水栓）
- イ 受注者は，7以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は，性能，使用の有効性，品質確保等について証明し，監督員の承諾を受けた上で，それを使用することができる。
- ウ 受注者は，環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し，施工計画書に添付するなどして監督員に提出し，確認を受ける。
- なお，チェックリストは，東京都都市整備局ホームページで最新版をを参照すること。

1.4.2 室内空気汚染対策等

- (1) 対象物質
- 対象物質は，VOCのうちホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレン，パラジクロロベンゼン，テトラヒカン，クロルピリジン，フェノールカルボン，ダイジン，フタル酸ジ-n-ブチル，フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質とする。
- (2) 対象箇所等
- 対象室は，基本的に全ての室とし，建物の用途については特に限定しない。（室に合板類，フローリング，壁紙等の内装材料等を多量に使用することにより，または，ビニル床タイル，ビニル床シート，幅木等に接着剤を多量に使用することにより，VOCが多量に放散される恐れがある場合には本対策による。）
- (3) 建材及び施工材の選定
- 建材及び施工材の選定においては，対象物質を放散しないか，放散が十分少ないものを日本農林規格（JAS），日本産業規格（JIS）及びSDS（安全データシート）等参考にして，適切に選択する。
- (4) 換気設備
- 建築基準法の基準を満足するだけでなく，室内空気中化学物質濃度が十分に低減できるような換気設備とする。
- 特に非空調室の施工においては，敷地状況，地域の気象条件及び材料の使用状況等を踏まえて，自然換気を取り入れたり，必要に応じて機械換気を行う等，換気計画に十分配慮する。
- (5) 使用材料の立会い検査
- 原則として，使用材料の搬入時に監督員による立会い検査を実施し，設計図書に指定したものまたは同等品以上であることを確認する。具体的には，ホルムアルデヒド放散等級等について，製品やその包装の表示マークまたは国土交通大臣の認定書等により確認するものとする。
- (6) 使用材料の保管・養生
- 搬入された使用材料は，開封して通風の良い場所に保管し，化学物質の放散に努める。
- また，養生期間を出来る限り長く設けることで，化学物質を放散させる。
- 養生シートで覆う場合には，通気性のあるものを使用すること。
- (7) 施工中の対策
- 接着剤，塗料等の使用にあたっては，施工方法や塗布量等を十分に管理するとともに，適切な乾燥時間を設ける。
- また，施工中及び施工後の通風，換気を十分に行い，室内に発散した化学物質を室外に放出させる。
- (8) 施工完了後の対策
- 対象室の施工が完了し，引渡しをするまでの間，強制換気や必要に応じてベークアウト等の措置をし，室内空気中の化学物質の低減化を図る。
- (9) 建材及び施工材の選定について
- 7 建材及び施工材は次のものとする。木工事，建具工事，内装工事，ユニット工事等に用いる接着剤は，トルエン等の含有量の少ない規格品とし，接着剤に含まれる可塑剤は，フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性（沸点300℃以上）のものとする。ホルムアルデヒド放散等級が示されているものは，F☆☆☆☆（JIS）または大臣認定とする。
- イ 木材は工場において加圧式防腐・防蟻処理を行うことを原則とし，十分に乾燥した上で現場搬入する。
- ただし，現場における加工が生じた場合には，加工した箇所に対して，現場で表面処理用防腐剤または表面処理用防腐・防蟻剤を塗布することができる。なお，表面処理用防腐剤及び表面処理用防腐・防蟻剤は（社）日本木材保存協会の認定品または同等品以上とし，クロルピリジン，ダイジン及びフェノールカルボンを含有しない非有機リン系とする。

- ウ 塗料は、水性系（エマルジョン系）で環境配慮型のものを原則とし、ホルムアルデヒド放散等級が示されているものは、F☆☆☆☆（JIS）または大臣認定とする。なお、室内に使用する塗料は、有害金属（鉛、クロム類）、ホルムアルデヒド、ホルムピリレン、トルエンを配合せず、重金属類0.05%以下、VOC5%以下のものとする。
- エ 内装材に用いる集成材及び合板類、単板積層材は、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のものまたは大臣認定品とし、非ホルムアルデヒド系接着剤（JAS）及びホルムアルデヒドを放散しない塗料（JAS）を使用したものとする。パーティクルボード及びMDFは、ホルムアルデヒドの放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のもの、または大臣認定品とする。通気性がある畳、カーペット等の下地板も同様とする。
- オ 弾性ウレタン塗床及びエポキシ樹脂塗床に使用する塗料は、ホルムアルデヒドの放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のもの、または大臣認定品とする。
- カ フローリングは、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆（JAS）のものまたは接着剤等不使用（JAS）のもの、または大臣認定品とする。

1.4.3 機材の検査等（標準仕様書1.1.4.5）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

（1）バックホウ

（4）発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

（7）ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

（1） 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

ア バックホウ

エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

シ 発動発電機

1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

● 測定は行わない。

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

（1）しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）

（2）しゅん功写真の作成は、次による。

● 作成しない。

（3）保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

（2）様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、JWCADで作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

（3）提出部数

ア 電子データ版（CD-R等） 1 部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

（1）保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ その他の保全に関する資料

● 鍵・備品・工具リスト

● 保証書

● 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

※ 1 部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

（3）設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

● 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

（4）電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

第2章 工事種目別特記事項

（1） 標準仕様書で「特記による。」とされている事項は、次による。なお、各事項の番号、名称は、標準仕様書の該当項目を指す。

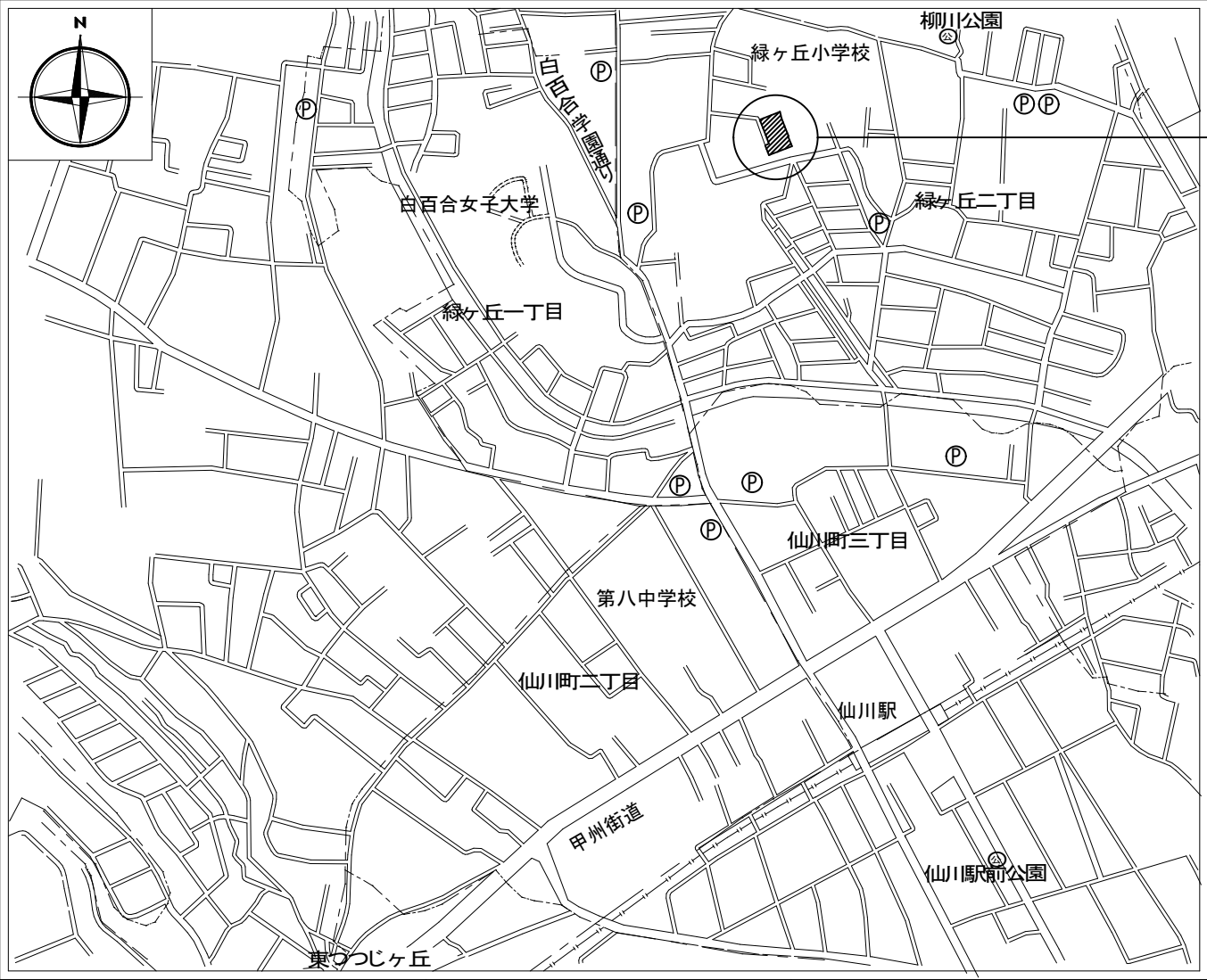
11.3.1.1 養生範囲

各室内、机上、廊下等の屋内作業箇所、作業通路・搬入通路の養生及び清掃を行うこと。

11.3.2.1 養生方法及び清掃

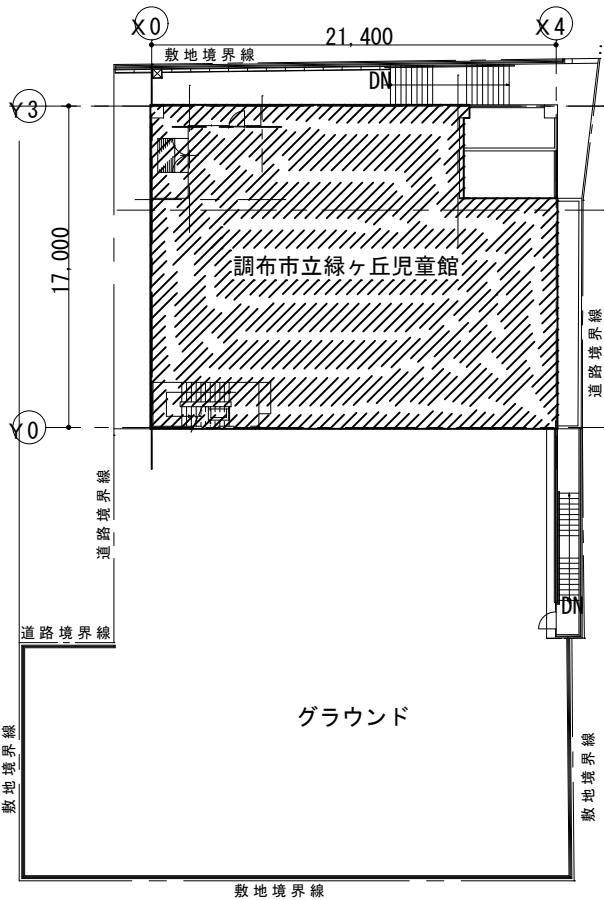
屋内作業箇所、搬入通路等の養生は、ビニルシート、合板等の適切な方法で行うこと。

件 名				調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事	
特記仕様書（5）	No Scale	令和7年度		令和7年6月	
				調布市総務部営繕課	
				No.	M-05



案内図 S=1/10,000

工事箇所
調布市立緑ヶ丘児童館
調布市緑ヶ丘2丁目20番地16



配置図 S=1/500

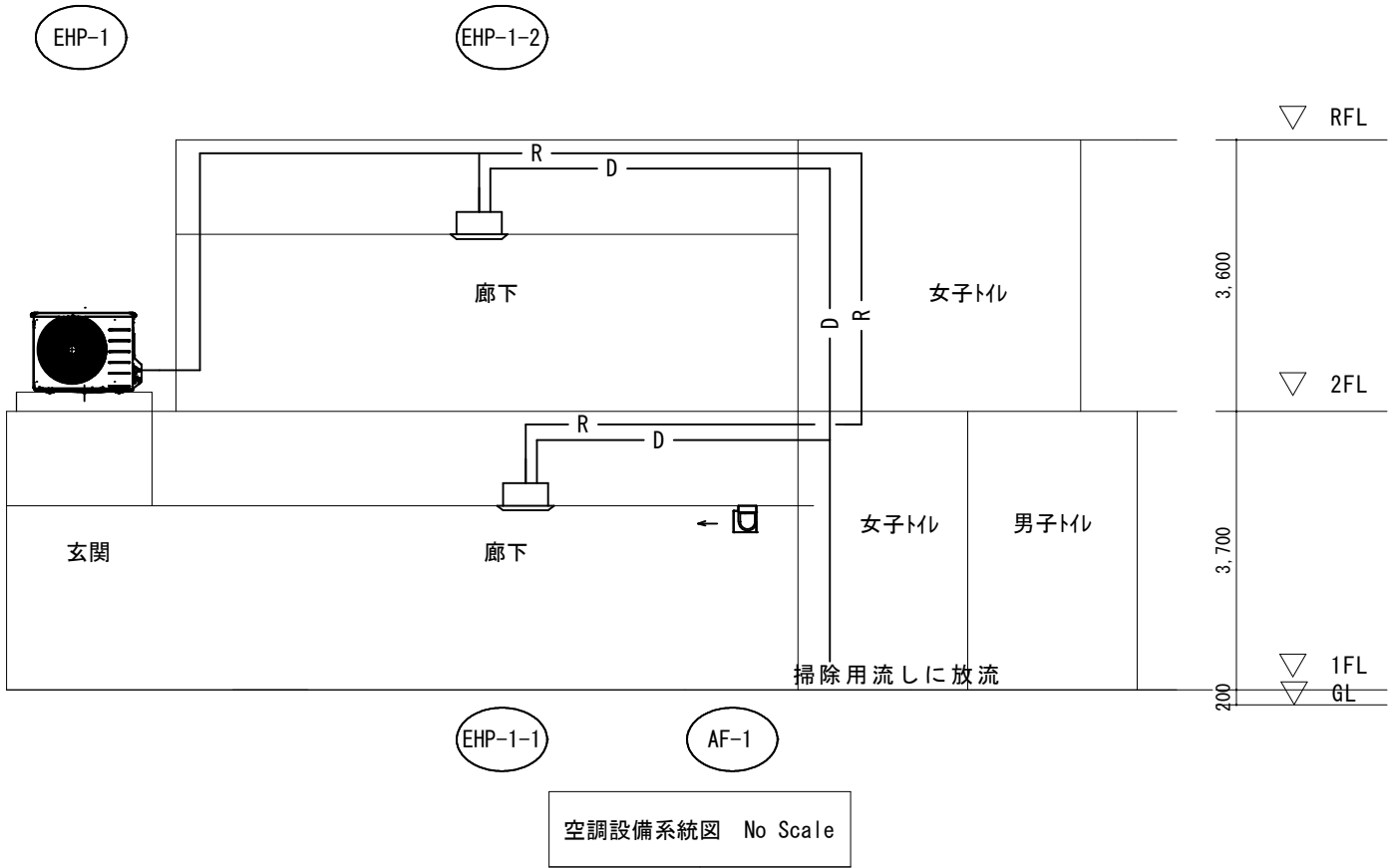
件 名		調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事		
案内図	S=1/10,000	令和7年度	令和7年6月	No. M-06
	配置図	S=1/500	 調布市総務部営繕課	

機 器 表（新設）

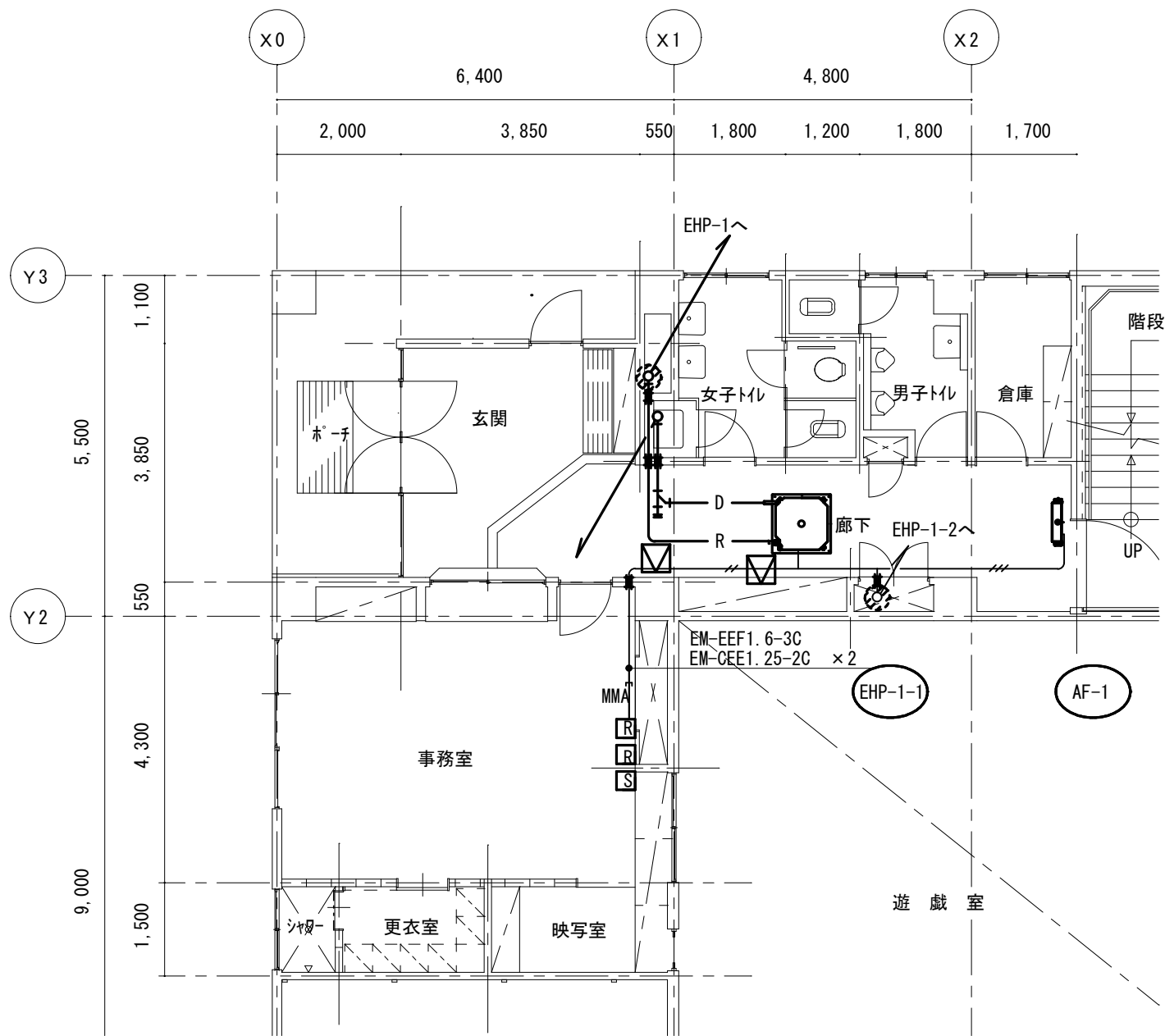
記 号	名 称	仕 様	電源	設置場所	数量
EHP-1	電気式ヒートポンプ 空調機 室外機	P160形 室内機マルチ接続対応機 6.0HP	3Φ200V	屋上	1
		冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW	冷：4.18kW		
		冷媒種類 R32 充填量 (2.65+α) kg	暖：4.05kW		
		冷媒配管 ガスφ15.9 液φ9.5			
		上吹出ポート、防振架台			
EHP-1-1	電気式ヒートポンプ 空調機 室内機	天井埋込カセット形（360° 全周吹出）		1F廊下	1
		冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW			
		冷媒配管 ガスφ15.9 液φ9.5			
		送風機（m3/min）（急）20.5（強）16.5（弱）12.5			
		液晶表示ワイヤードリモコン、自動清掃パネル、振れ止め金具			
		自動清掃パネル用ダスト回収接続管、ブースターファン			
		分岐ダクトチャンパー、フレキシブルダクト、吹出ユニット			
EHP-1-2	電気式ヒートポンプ 空調機 室内機	天井埋込カセット形（360° 全周吹出）		2F廊下	1
		冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW			
		冷媒配管 ガスφ15.9 液φ9.5			
		送風機（m3/min）（急）20.5（強）16.5（弱）12.5			
		液晶表示ワイヤードリモコン、自動清掃パネル、振れ止め金具			
		自動清掃パネル用ダスト回収接続管			
AF-1	送風機（搬送ファン）	低騒音・省電力インテリジティブ	1Φ100V	1F廊下	1
		コントロールスイッチ（強弱ノッチ用）	強：30W		
		風量（m3/h）（強）740（弱）530、質量（kg）10	弱：17W		

特記事項

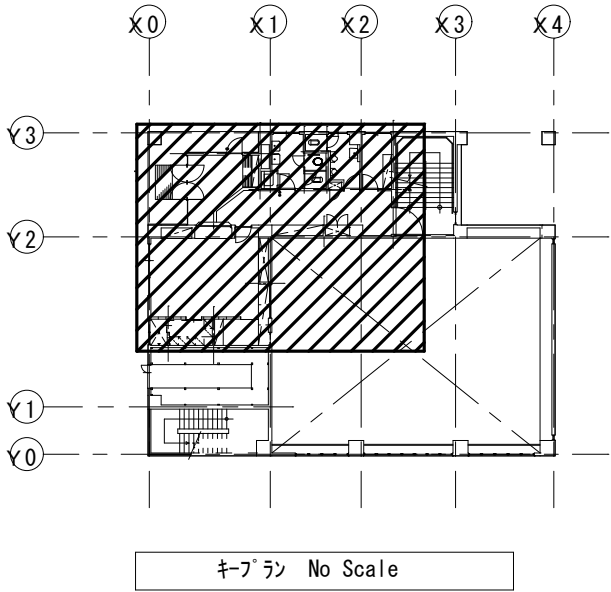
- ・機器表に記載なき事項は、令和5年度東京都機械設備工事標準仕様書による。
- ・グリーン購入法（特定調達物品等）適合品とする。
- ・新設機器の電気容量・送風機風量は参考値とする。



件 名				調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事	
機器表・系統図	No Scale	令和7年度	令和7年6月		No.
			調布市総務部営繕課		M-07



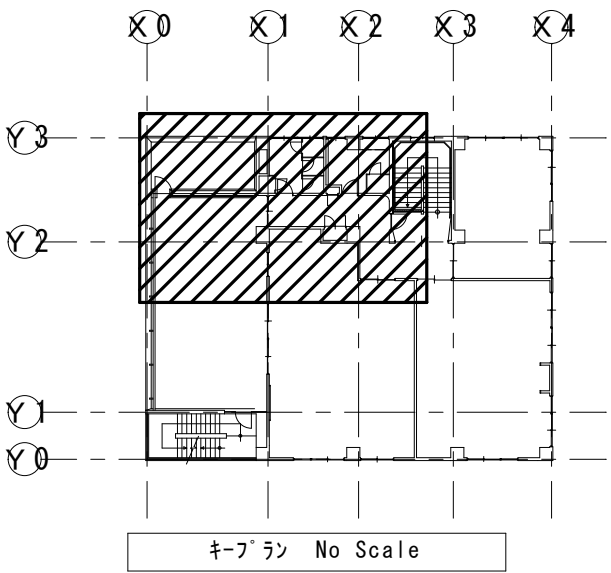
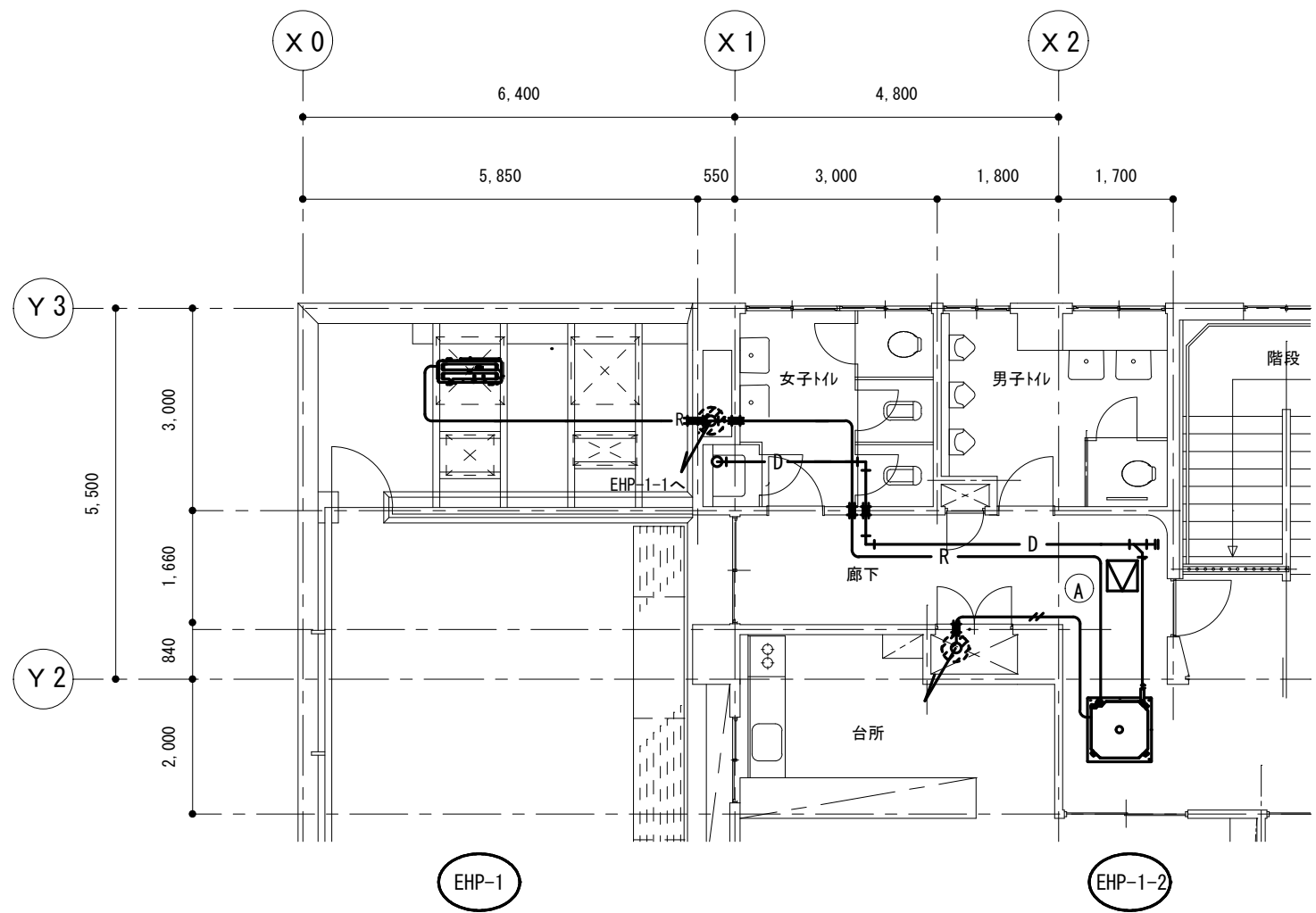
1階平面図 S=1/100



凡例	
記号	名称
— R —	冷媒管 (φ9.5×φ15.9) ※送り配線共巻き
— D —	ドレン管 (結露防止層付硬質塩ビ管 VP25)
EM 1.25	EM-CEE1.25-2C
EM 1.6	EM-EEF1.6-3C
	室内機用リモコン
	送風機用スイッチ
	点検口 (目地アルミ製 450角)
	天井貫通箇所
	壁はつり箇所

- 特記事項
- ・空調室内機のドレン管は女子トイレの手洗器放流とする。
 - ・新設する空調機のリモコンスイッチは、1階事務室内に設置すること。
 - ・配管貫通後の天井及び壁との隙間には充填すること。

件 名		調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事		
空調設備 1階平面図	S=1/100	令和7年度	令和7年6月	No.
			調布市総務部営繕課	M-08



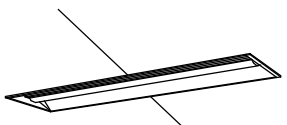
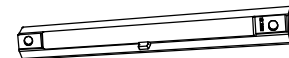
凡例	
記号	名称
— R —	冷媒管 (φ9.5×φ15.9) ※送り配線共巻き
— D —	ドレン管 (VP25)
EM 1.25	EM-CEE1.25-2C
□ R	室内機用リモコン
△	点検口 (目地7mm製 450角)
⊙	天井貫通箇所
■	壁はつり箇所

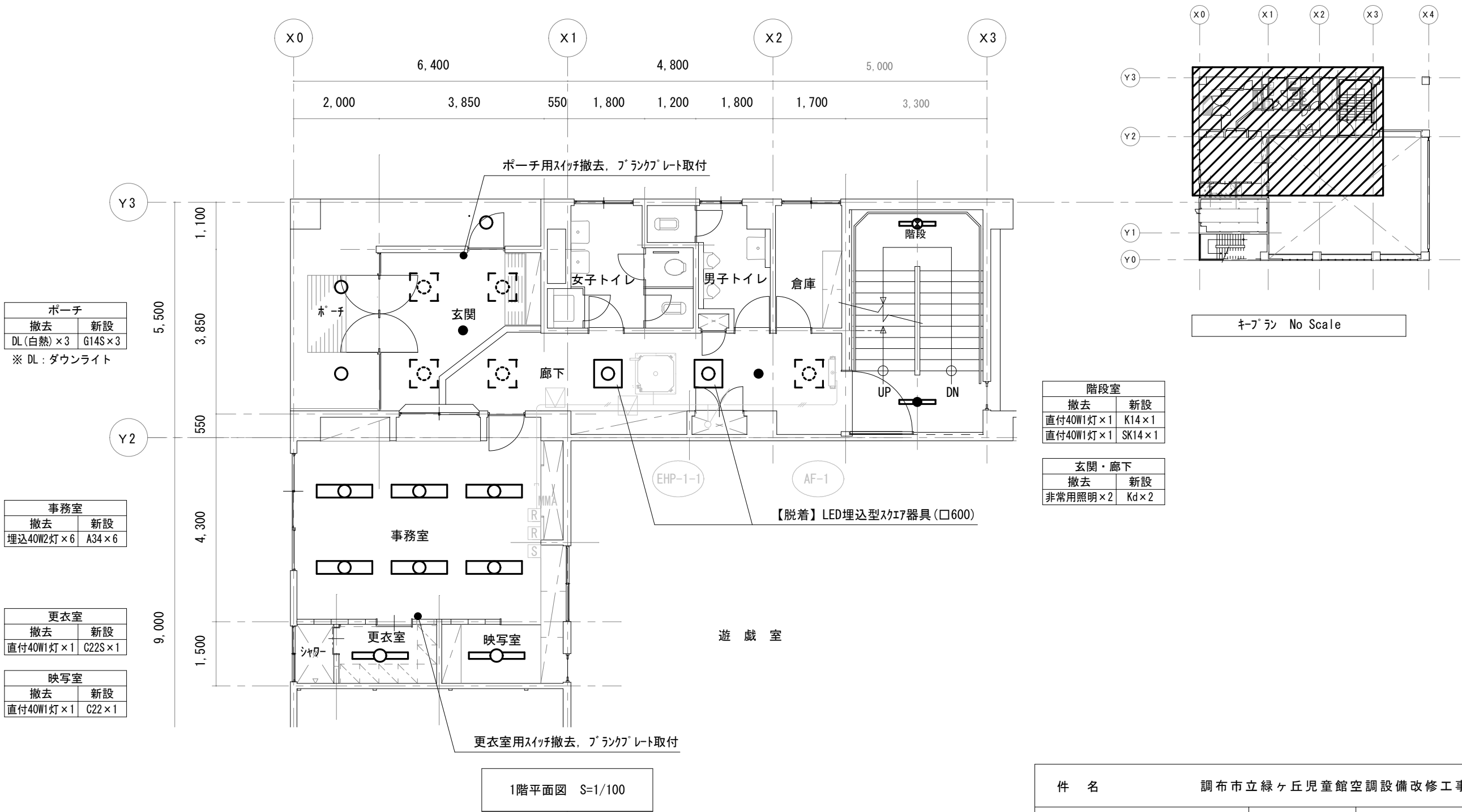
- 特記事項
- ・空調室内機のドレン管は女子トイレの手洗器放流とする。
 - ・新設する空調機のリモコンスイッチは、1階事務室内に設置すること。
 - ・配管貫通後の天井及び壁との隙間にはモルタルを充填すること。
 - ・配管貫通後の外壁は、塗装及び防水処理を施工すること。

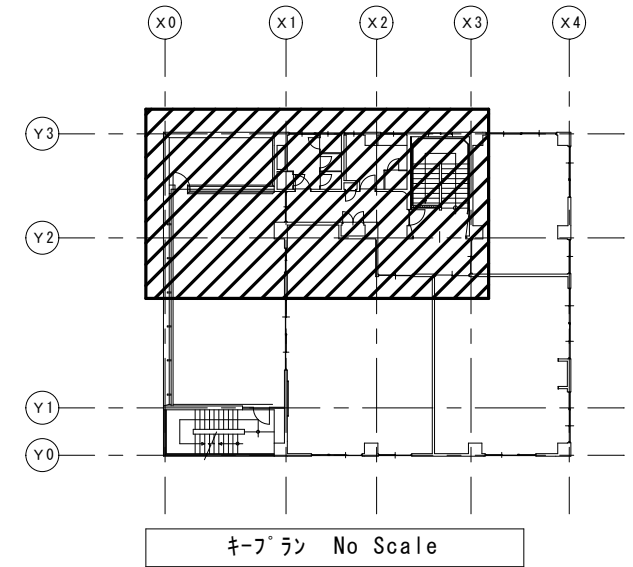
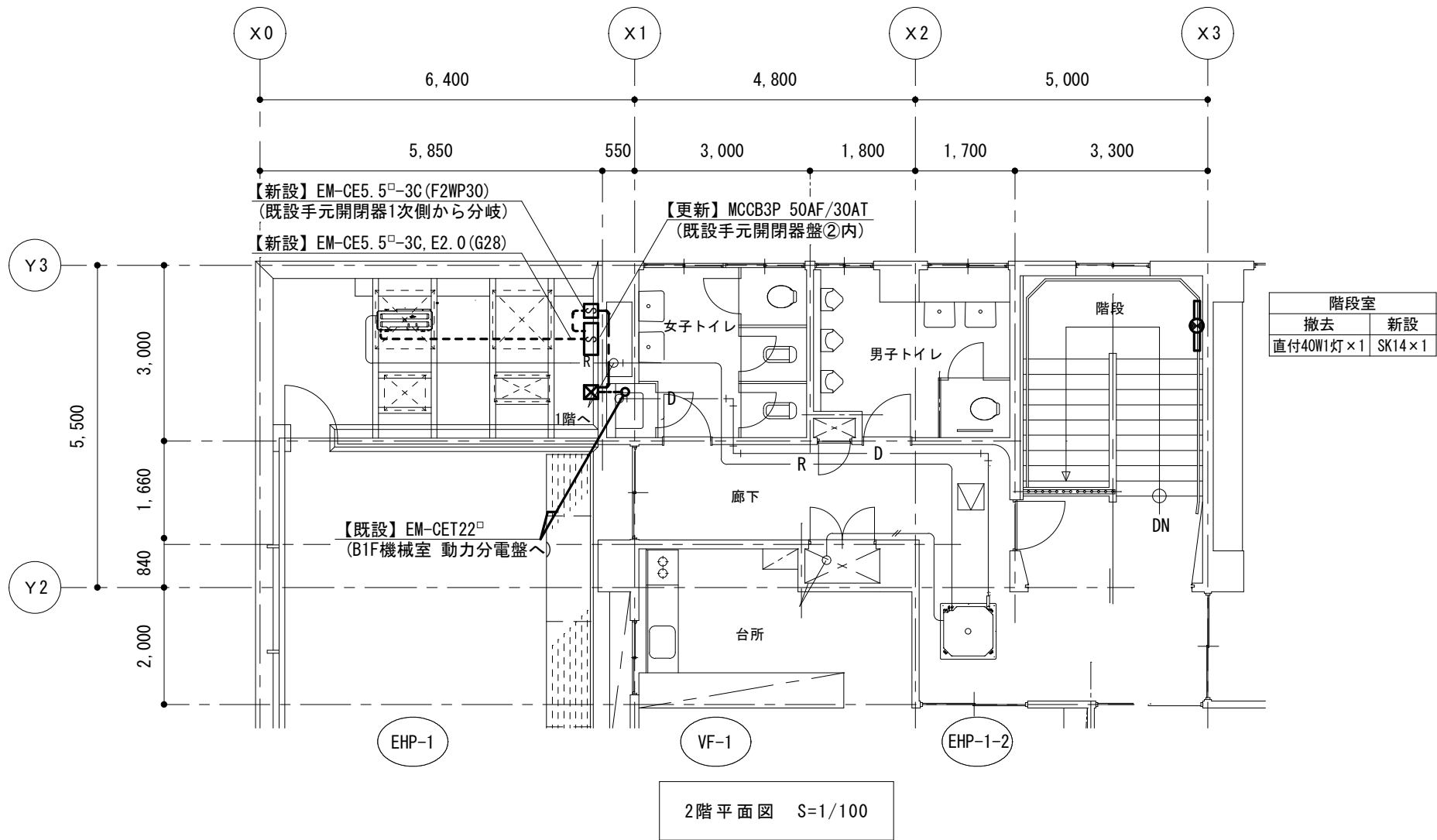
外部仕上	コンクリート打放補修の上、吹付タイル
------	--------------------

件 名 調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事			
空調設備 2階平面図	S=1/100	令和7年度	No. M-09
		令和7年6月 調布市総務部営繕課	

新設照明器具 参考姿図

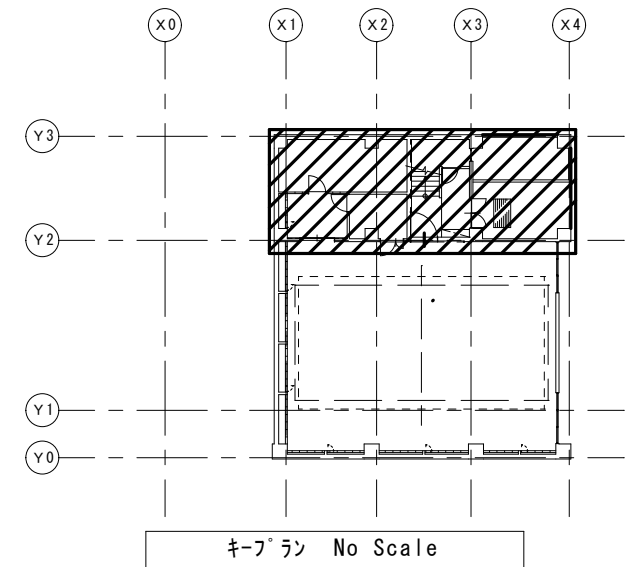
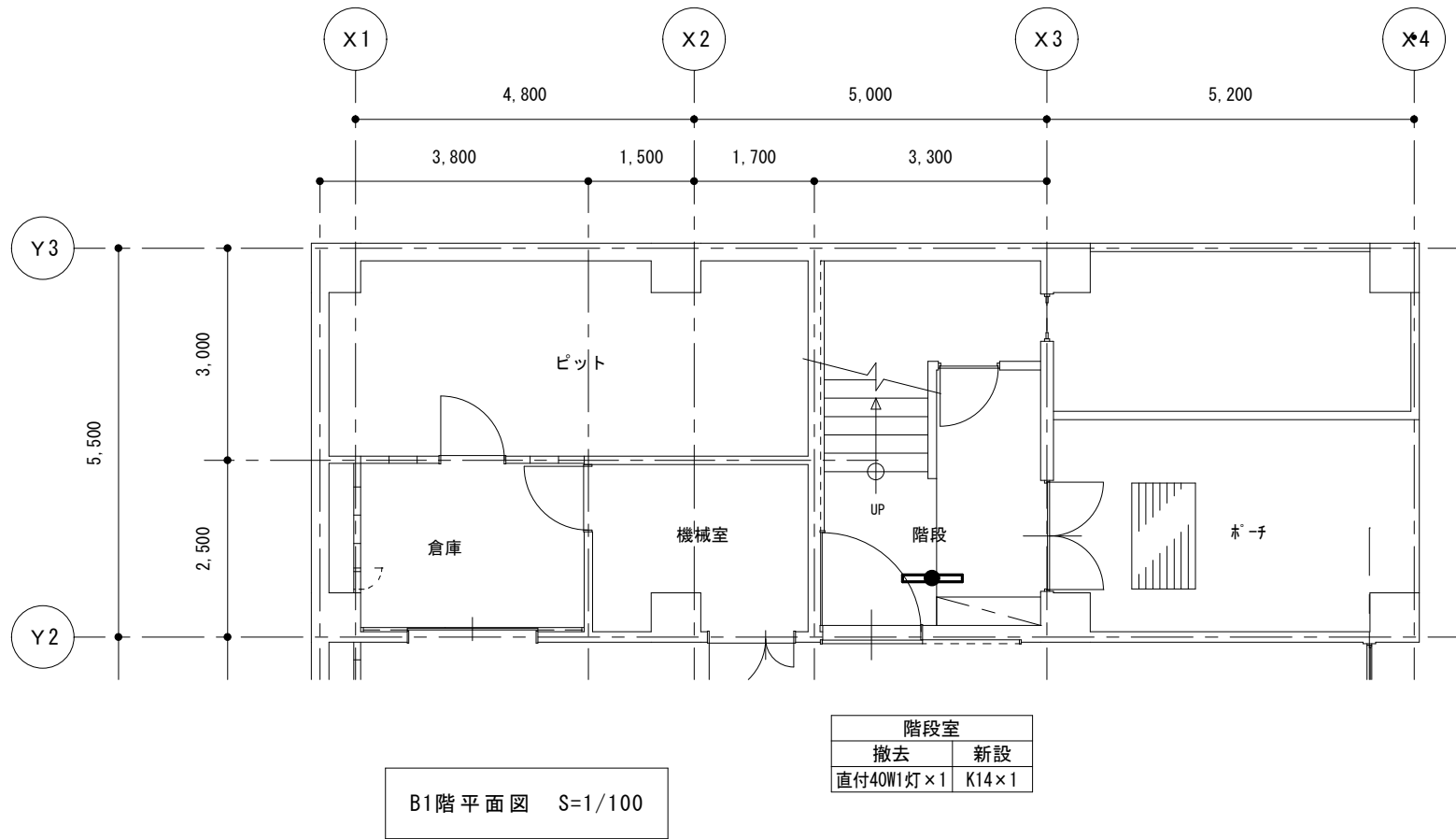
LED埋込型ベースライト				LED直付型ベースライト		LED軒下用ダウンライト		LED非常用照明		LED非常用照明(階段灯)		LED非常用照明						
A34	埋込穴W300	4000lm	LRS20-4-37	C22	W230 2500lm	LSS10-4-23	G14S	埋込穴φ100	60形1灯器具相当	K14	W160 3800lm	LDS1-K1-LBF11	SK14	W160 3800lm	LDS2-SK1-LBF11	Kd	埋込穴φ100	K1-LRS11-1
				C22S	W230 2430lm 人感センサー付き					電池内蔵型				電池内蔵型				電池内蔵型
																		
						防雨型 人感・明るさセンサー付き リニューアル®レール(Φ150→100)共						[階数表示] 1,2階間踊り場：▼1・2▲ B1,1階間踊り場：▼B1・1▲				リニューアル®レール(Φ200→100)共		



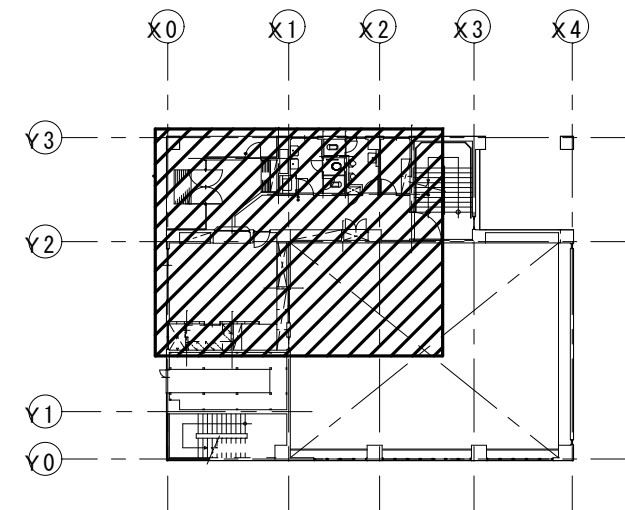
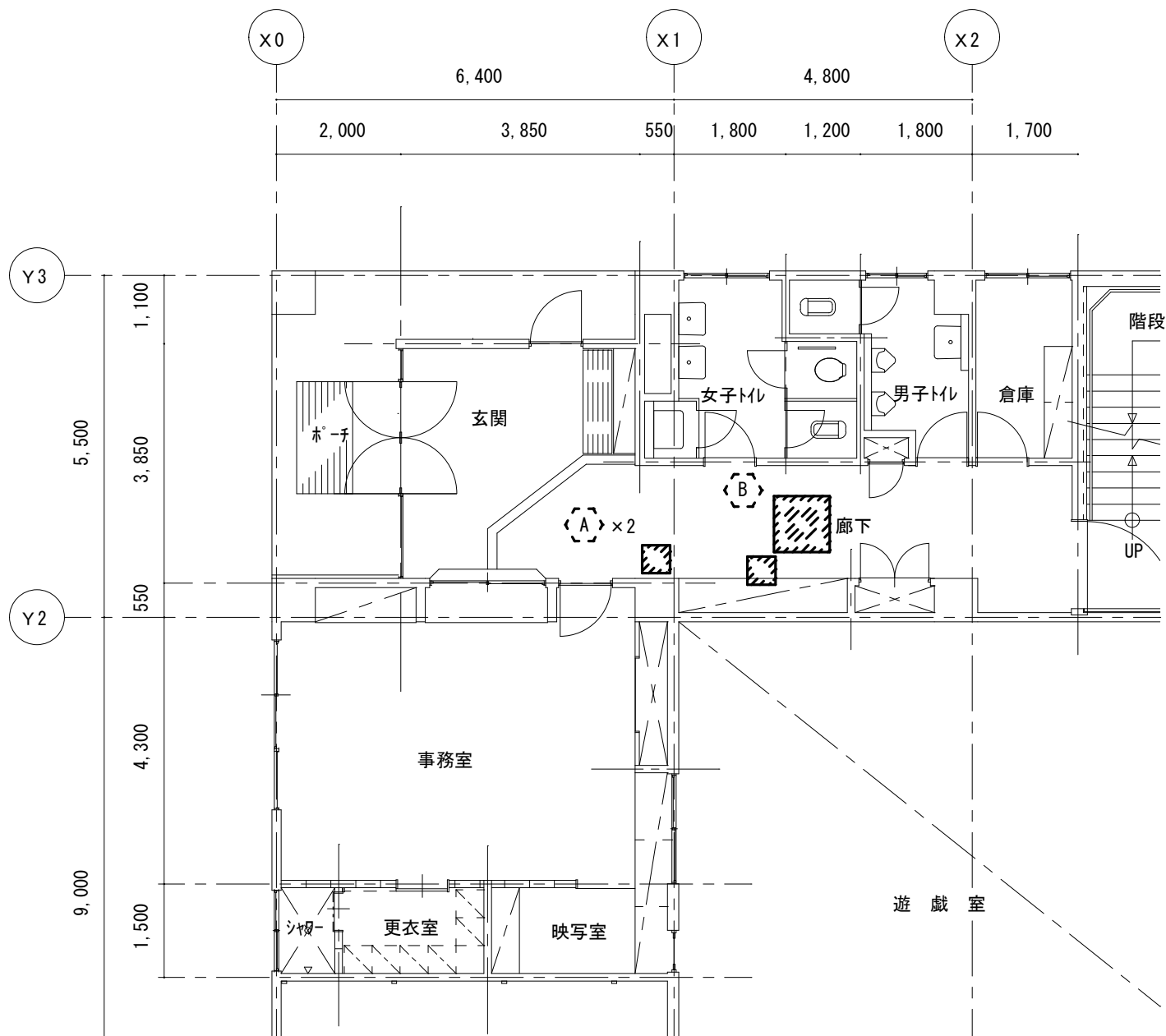


凡例

記号	名称
	手元開閉器盤①(既設)
	手元開閉器盤②(既設)

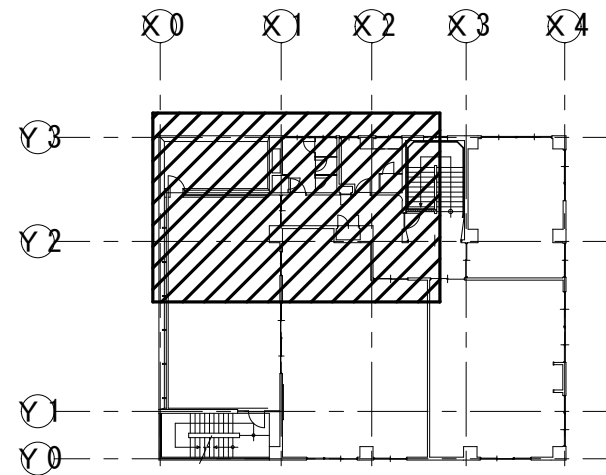
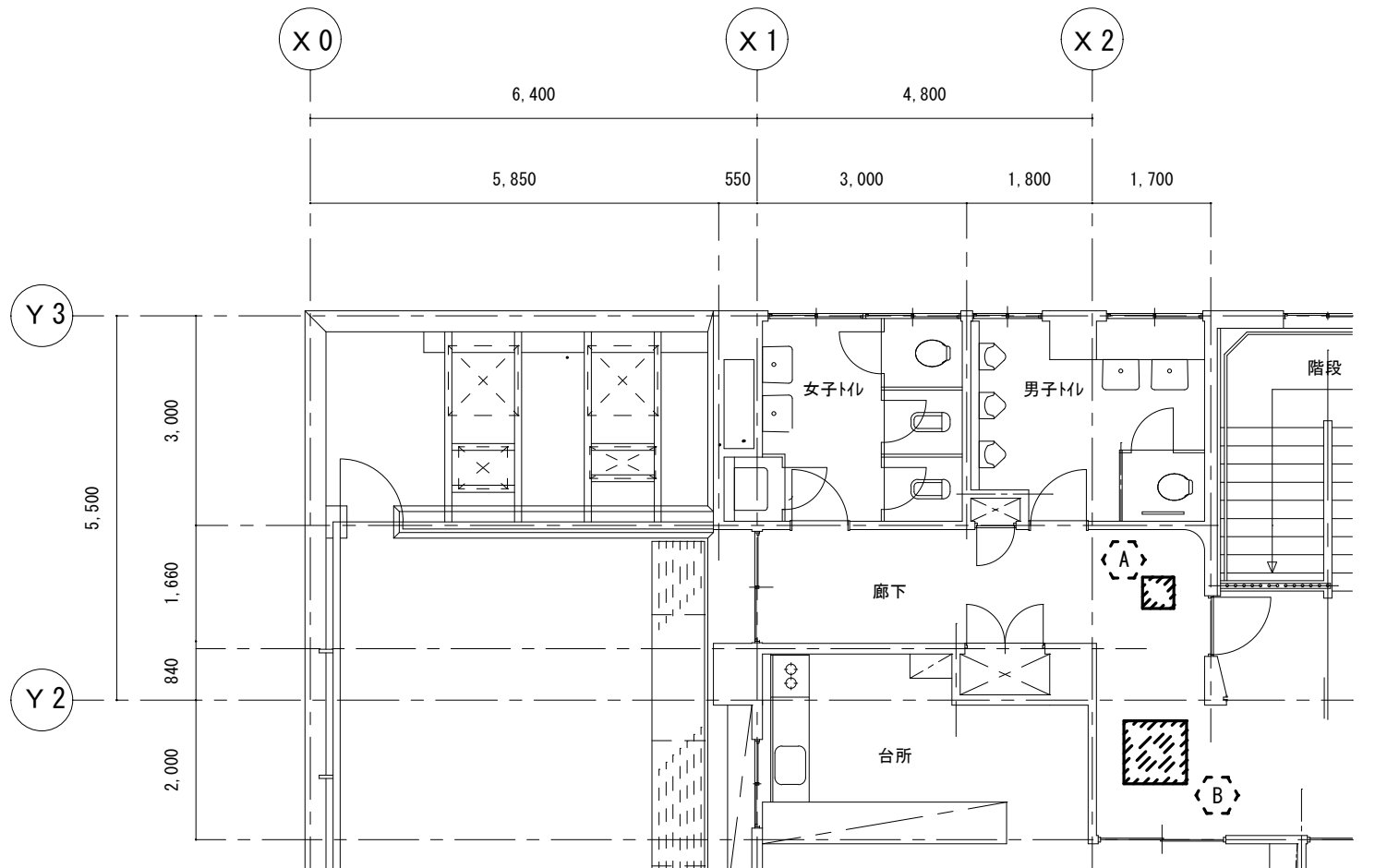
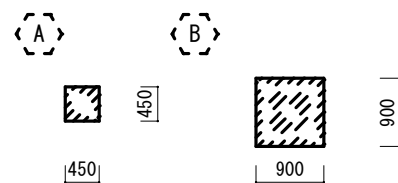


件 名		調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事		
電灯設備 B1,2階平面図	S=1/100	令和7年度	令和7年6月	No. E-02
		 調布市総務部営繕課		



1階平面図 S=1/100

※ は、天井撤去範囲（LGS開口補強共）



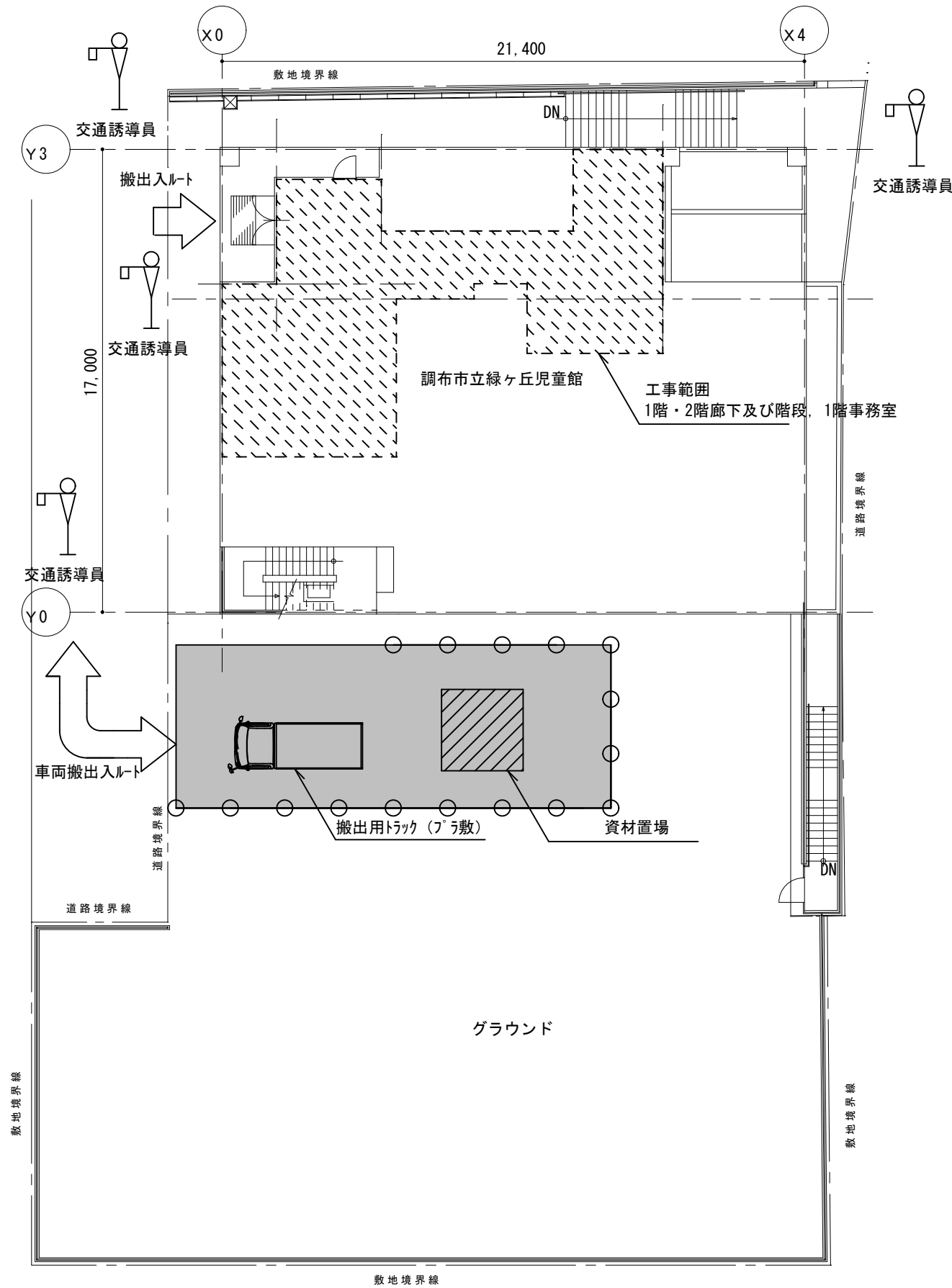
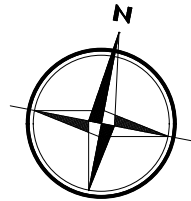
2階平面図 S=1/100

特記事項

- ・室内機及び点検口設置にあたり、天井仕上材及びLGS下地を撤去し、開口部にはLGS開口補強を施すこと。

部屋名称	天井仕上表
1階廊下	LGS下地 塩ビ鋼板パントル張
2階廊下	LGS下地 ロックウール吸音板 (t=9)

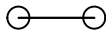
件 名					調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事	
天井撤去 1階・2階平面図	S=1/100	令和7年度		令和7年6月		No. A-01
				調布市総務部営繕課		



特記事項

- ・床及び壁の養生を行い、玄関から機器の搬出入を行う。
- ・工事車両は、近隣の有料駐車場を利用すること。
(※近隣の有料駐車場(一部)は、案内図に記載)
- ・工事中は、近隣住民や通行人に注意すること。
- ・グラウンドに車両が侵入する場合は、軽量覆工板によりグラウンドを保護すること。
また、工事後は粗整地を行うこと。(図面上、の範囲)
- ・搬出入車両の停車区域及び資材置場はコーン、コーンバレーで区分けすること。

凡例

記号	名称
	コーン、コーンウェイト及びコーンバレー

仮設計画図(参考) S=1/1,000

件 名				調布市立緑ヶ丘児童館空調設備改修工事	
仮設計画図（参考）	S=1/1,000	令和7年度	令和7年6月	No.	A-02
		 調布市総務部営繕課			